

倉敷記念訪問看護ステーション運営規定 (介護保険)

(事業目的)

- 第1条 病気やけが等により、家庭において寝たきりか寝たきりに準ずる状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた者に対し看護師等が訪問して看護サービスを提供する。この事業は、老人保健法及び健康保険法の基本理念に基づき、心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができることを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 事業所の看護師等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援する。
- 一 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
 - 二 事業所は運営会議を設置し、事業の運営上必要な事項について適時協議する。

(事業所の名称等)

- 第3条 訪問看護事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。
- 一 名称 倉敷記念訪問看護ステーション
 - 二 所在地 倉敷市中島770-1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

- 第4条 倉敷記念訪問看護ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。
- 一 管理者 看護師1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。また管理者自らも指定訪問看護及び介護予防指定訪問看護の提供にあたる。
 - 二 看護師等 看護師は基準の2.5名以上とする。その他必要に応じ理学療法士等を確保する。看護師等は、(介護予防)訪問看護計画書及び(介護予防)訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供にあたる。
 - 三 職務の状況に応じて、職員数は増減する。

(営業日及び営業時間)

第5条 倉敷記念訪問看護ステーションの営業日及び営業時間は、事業者医療法人誠和会職員就業規定に準じて定めるものとする。

- 一 営業日：月曜日から土曜日までとする。ただし国民の祝日、12月30日午後から1月3日、8月14、15日を除く。
- 二 営業時間：8時30分から17時30分。土曜日は8時30分から12時20分
- 三 営業日以外でも、医師の指示等により必要と認められる場合は営業する。
- 四 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

（訪問看護の提供方法）

第6条 訪問看護の提供方法は次の通りとする。

- 一 利用者が、かかりつけの医師や介護支援専門員へ訪問看護利用希望を伝え、主治医が訪問看護指示書を訪問看護ステーションに交付した指示書により看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- 二 利用者または、家族から訪問看護ステーションに直接連絡があった場合は、主治医に訪問看護指示書の交付を依頼する。
- 三 利用者に主治医がいない場合は、倉敷記念訪問看護ステーションから地域医師会あるいは市町村の高齢福祉担当に調整を求め対応する。

（訪問看護の内容）

第7条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 一 病状・障害の観察
- 二 療養上の世話、清拭・洗髪などの清潔の管理や援助、食事（栄養）及び排泄等の日常生活の世話
- 三 褥瘡の予防や処置、
- 四 カテーテル管理等の医療管理
- 五 リハビリテーション
- 六 家族支援、家族への療養上の指導や相談など
- 七 ターミナルケア
- 八 認知症患者の看護
- 九 その他医師の指示による医療処置

（緊急時における対応方法）

第8条

- 一 看護師は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医の連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

- 二 看護師は、前項について、しかるべき処置をした場合は速やかに管理者、主治医、関連職種へ報告する。
- 三 理学療法士等が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、管理者または看護師へ連絡し、指示を仰ぐ。

(利用料)

第9条

- 一 指定訪問看護または指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
- 二 指定訪問看護を開始するにあたり、サービス提供前に、利用者又は家族へその内容や費用について説明を行い理解を得る。
- 三 自費料金
 - 1) 通常の事業の実施地区を越えて行う指定訪問看護または指定介護予防訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。
なお自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
通常の実施地区を超えた地点からおおむね
5 km未満 150 円
5 km以上 10 km未満 200 円
10 km以上 15 km未満 250 円
15 km以上 300 円 (それぞれ1回の訪問につき)
 - 2) 死後の処置料：10,000 円(税別)
 - 3) 保険適応外の訪問：その他利用者の申出により以下の訪問看護を提供した場合、利用料として事業所の定めるオプション料金を徴収する。
 - 4) 前3項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明し、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施区域)

第10条 通常の事業の実施区域は、倉敷地区（但し児島、真備地区を除く）

(守秘義務及び個人情報の保護)

第11条

- 一 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱い

のためのガイドンス」を遵守し、適切な取扱いに努める。

- 二 職員は、業務上知り得た利用者及び家族の個人情報をも漏洩することのなき旨を、就業規則に定め、在職中及び退職後についても秘密を保持する指導教育を行う。
- 三 利用者の個人情報の利用については、利用者及び家族の同意を得るものとする。

(苦情処理)

第 12 条 管理者は、提供した指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に関する苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第 13 条

- 一 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が生じた場合には、速やかに市町村、利用者家族、居宅支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な処置を行う。
- 二 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 三 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待防止に関する事項)

第 14 条 事業所は虐待の発声またはその再発を防止するため、下記の措置を講じるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について看護師等に周知・徹底を図る。
- 二 虐待防止のための指針を整備する。
- 三 看護師等に対し、虐待防止のための研修を定期的開催する。
- 四 前 3 項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 五 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに市町村へ報告することとする。

(衛生管理)

第 15 条 事業所で使用する備品については、衛生的管理を行い、看護師等が感染源になることのないよう感染防止対策マニュアルに沿って予防に必要な対策を行う。

(その他運営についての留意事項)

第 16 条

- 一 事業所は、看護師等の質的向上を図るため、採用時研修を採用後 3 ヶ月以内に行う。

- 二 事業所は、従業員の看護レベルの向上を図るため、定期的に研修計画を立案し業務体制を調整し、各種勉強会、各団体主催の施設外研修にできる限り参加するよう努める。
- 三 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人誠和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるが定めるものとする。
- 四 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 五 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 六 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人誠和会と事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

平成13年4月1日改訂。

平成27年8月1日改訂。

平成14年4月1日改訂。

平成30年8月1日改訂。

平成15年11月19日改訂。

令和1年11月25日改訂

平成16年10月14日改訂。

令和4年12月12日改訂

平成18年4月1日改訂。

令和6年5月1日改訂。

平成20年1月1日改訂。

平成21年1月15日改訂。

平成22年9月1日改訂。

平成23年5月1日改訂。

平成24年4月1日改訂。

倉敷記念訪問看護ステーション運営規程 (介護保険)

(事業の目的)

第1条 医療法人誠和会が開設する訪問看護ステーション（以下「ステーション」という）が行う指定訪問看護、指定予防介護訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護職員等」という）が、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護、指定介護予防訪問看護の必要を認めた利用者に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 ステーションの看護職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 事業の実施に当たっては、地域との連携を重視し関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 倉敷記念訪問看護ステーション
- 二 所在地 倉敷市中島770-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 看護師 1名
管理者は、ステーションの従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を順守させるよう管理を行う。管理者自らも指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供にあたる。
- 二 看護師等 看護師は基準の2.5名以上とする。
その他必要に応じ理学療法士等確保する。
看護職員等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し利用者又はその家族に説明を行い指定訪問看護、指定介護予防訪問看護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、盆（8月14日、8月15日）年末年始の12月30日の午後から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 8時30分から17時10分。土曜日は8時30分から12時00分までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護、指定予防訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 一 病状・障害の観察
- 二 清拭・洗髪等による身体清潔の保持
- 三 食事および排泄等日常生活の世話
- 四 褥瘡の予防・処置
- 五 リハビリテーション
- 六 ターミナルケア
- 七 認知症患者の看護
- 八 療養生活や介護方法の指導
- 九 カテーテル等の管理
- 十 その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 指定訪問看護、指定予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護、指定予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 二 次条の通常の事業の実施地区を超えて行う指定訪問看護または指定介護予防訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

通常の実施地区を超えた地点からおおむね5Km未満 150円
5Km以上10Km未満 200円、10Km以上15Km未満 250円
15Km以上 300円

- 三 自費料金

- ① 死後の処置料：１０，０００円とする。（税別）
- ② キャンセル料：訪問看護・指定介護予防訪問看護利用日の当日キャンセルした場合は当事業所の定めるキャンセル料を徴収する
- ③ 保険適応外料金：利用者の意向により保険適応外での訪問看護の希望がある場合は当事業者が定めるオプション料金を徴収する

四 前３項の支払を受ける場合には、利用者及びその家族に対し事前に文書で説明を行い支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第８条 通常の事業の実施地域は、倉敷地区（但し真備、児島地区を除く）とする。

（緊急時等における対応方法）

第９条 看護職員等は、訪問看護及び介護予防訪問看護を実施中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

- ２ 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（職員の質の確保）

第１０条 ステーションは、看護師等の質的向上を図るため採用時研修を採用後に３ヶ月以内に行う。

- ２ ステーションは従業者の看護レベルの向上を図るための定期的な研修計画を立案、業務体制を整備し各種勉強会、各団体主催の施設外研修に出来る限り参加するように努める。

（秘守義務及び個人情報の保護）

第１１条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を順守し適切な取扱いに努める。

- ２ 職員は業務上知り得た利用者、家族の情報は秘密を漏らす事のなき旨を、就業規則の定め在職中および退職後においても秘密を保持する指導教育を行う。
- ３ 利用者の個人情報の利用に際しては、利用者及び家族の同意を得るものとする。

（苦情処理）

第１２条 管理者は、提供した指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に関する苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため担当職員を置き、解決に向けて調査を実施

し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を行う。

- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待防止に関する事項)

第14条

事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、下記の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催しその結果について看護師等に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 看護師等に対し虐待防止のための研修を定期的を実施する。
- (4) 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業者従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(衛生管理)

第15条 ステーションで使用する備品については衛生的管理を行い看護師が感染源になることのないよう感染防止対策マニュアルに従い予防に必要な対策を行う。

(職員の健康管理)

第16条 ステーション職員は所属する法人が実施する年1回の定期診断を受診する。

(その他運営に関する留意事項)

第17条 運営規定の概要、看護職員等の勤務体制、苦情処理等を閲覧できるように掲示する。

- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 3 ステーションは利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保管しなければならない。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

平成13年4月1日改訂。

平成27年8月1日改訂。

平成14年4月1日改訂。

平成30年8月1日改訂。

平成15年11月19日改訂。

令和1年11月25日改訂

平成16年10月14日改訂。

令和4年12月12日改訂

平成18年4月1日改訂。

平成20年1月1日改訂。

平成21年1月15日改訂。

平成22年9月1日改訂。

平成23年5月1日改訂。

平成24年4月1日改訂。

3 その他利用者の申出により、以下の訪問看護を提供した場合、利用料として次の額を徴収する。

(1) 営業時間内の2時間を訪問看護料訪問看護料は30分ごとに2,000円。

(2) 営業時間外の訪問看護料

① 訪問看護1回につき2時間までは4,000円。2時間を超える訪問看護料は30分ごとに2,000円。

② 17時～22時及び7時～9時：30分当たり3,000円。

③ 22時以降7時までは、30分当たり4,000円。

(3) 通常営業日以外の訪問看護料

訪問看護1回につき2時間までは4,000円。2時間を超える訪問看護料は上記(1)及び(2)に準ずる。